

会 長	事務局長	係

第 8 3 4 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和 3 年 1 月 2 7 日（水曜日）午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者（17名）

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
5 番 岩本 誠司	6 番 西山 讓	7 番 澤田 誠規
8 番 西山 成彦	9 番 小島 久司	10 番 寺田 巧
11 番 羽賀 大透		

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 井垣 水里	5 番 佐藤 千春	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 欠席者（1名）

4 番 山本 欣史

5. 事務局等出席者

事務局長心得兼農地係長 小松 憲司 事務局主事 山本 恵美
産業振興課農業振興係長 舛谷 心悟

6. 付議案件

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審査について
議案第 2 号 買受適格証明願について
議案第 3 号 宿毛市農用地利用集積計画について
議案第 4 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

- 議長　　これより、第834回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
今年初めての会議です。新型コロナに翻弄され、活動自粛もありまして、これまでのような十分な活動もできませんでしたが、今年1年もこのメンバーでやっていきますので、よろしくお願いします。
「議事録署名委員」の指名を行います。議事録署名委員は、6番西山 讓委員、7番澤田誠規委員にお願いします。
なお、4番山本欣史委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので報告します。
- 議長　　これより議事に入ります。
- 議長　　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長　　事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員　　それでは、ご説明いたします。今回の申請は1件。受付番号22番。場所は2ページに位置図をつけております。
大字芳奈。国道56号線の大塚建設（株）から北へ進み、山に囲まれたところにある農地1筆になります。売買で、取得後は季節野菜を作る予定とのことです。
本申請は、双方から委任を受けた曾根行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 議長　　続きまして、受付番号22番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いします。
- 澤田委員　　【議案書をもとに22番朗読】
1週間前に双方から確認を取っています。●●さんも、長い間放棄しているのです、よろしくお願いしますとのことです。
- 議長　　事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、「議案第1号」の1件は、許可することに決しました。

○議長 長 続きまして、議案第2号「買受適格証明願について」を議題とします。

○議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「買受適格証明願について」ご説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。受付番号1番及び2番。幡多広域市町村圏事務組合租税債権管理機構では、現在、インターネットによる公売(入札)が行われております。今回の公売物件に農地が含まれており、入札するには農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要となります。入札期間は1月25日(月)から2月1日(月)、今回の会議に2件の「買受適格証明願」の提出がありましたので、ご審議をお願いするものです。

なお、「買受適格証明願」については、その農地を取得して、そこで耕作をしたいというものがほとんどです。まれに取得して転用したいということもあるようですが、宿毛市では該当がありません。今回も耕作目的の取得です。この場合は、願出人から3条申請があった時と同様の審議となりますので、いつものように、きちんと耕作するのか、下限面積を満たしているのかなどを確認していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

また、農業委員会では、買受適格証明の議決を行う際には、その後の公売に係る事務処理の迅速化を図るため、その「買受適格証明書」の交付を受けた者が落札でき、その後、許可申請が提出された場合には、会長が、この「買受適格証明書」の交付時と事情が異なっていると判断した場合は除いて、許可をして差し支えないという議決をしておくものとなっておりますので、最後にその議決もしていただければと考えます。

それでは、個別の説明に入ります。場所につきましては4ページの位置図をご覧ください。大字宿毛、ホテルアバン宿毛の南側、松田川沿いに広

がる農地のうちの1筆になります。

公売に参加するために「買受適格証明書」が必要ということで、今回の願出となっております。「買受適格証明願」は申請者本人が直接事務局へ提出されましたので、その際にきちんと耕作しない場合は、証明書の発行は困難であることや下限面積要件等について、重ねて説明しました。

農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、「買受適格証明書」は発行できると考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きます、受付番号1番及び2番について、宿毛地区担当の山口委員
お願いいたします。

○山口委員 **【議案書をもとに1番及び2番朗読】**
両名共に先日、電話で確認させていただきました。「申請内容に間違いありません。お願いします。」とのことでした。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。

○寺田委員 永続的に耕作することを条件に証明をするわけですが、そのチェック機能
はどうなっていますか。

○事務局長 ただ今のご質問にお答えします。「買受適格証明願」は事務局からも説明
があったようにインターネット公売に参加するための証明書の願いということ
になっております。あらかじめ農地法第3条の基本である下限面積や
耕作をきちんとするかどうかの確認は必要事項となっております。仮に入
札すると正式に3条の許可申請が提出されます。その時に申請書一式の他
に耕作計画書もあわせて提出されることとなっております。耕作計画書の中
身につきましては、現在の耕作状況をはじめ取得する農地の予定を記載
することになっておりますので、それをもって確認とさせていただきます。

○議 長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「買受適格証明願について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、「議案第2号」の2件は、適当と認め証明することに決しました。

○議長 長 先ほど事務局から報告がありましたが、農業員会では、買受適格証明の議決を行う際には、その後の公売に係る事務処理の迅速化を図るため、その「買受適格証明書」の交付を受けた者が落札でき、その後、農地法第3条許可申請書が提出された場合には、今回提出されている「買受適格証明願」が「買受適格証明書」の交付時と事情が異なっていると判断した場合を除いて、(3条許可申請の)許可をして差し支えないという議決をしておくこととなっております。

以上のことから、取り扱い上、その議決をしておくこととなっておりますので、そのように決定することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、今回の「買受適格証明書」の発行後の取り扱いは、このように決定しました。

○議長 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします

○事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画」についてご説明いたします。議案書は5ページになります。申請件数は2件です。

受付番号1番。再設定です。場所は大字和田。松田川小学校の西側、松田川との間に広がる農地のうちの1筆になります。地目は田で、ニラを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

受付番号2番。新規です。場所は大字山田。山奈小学校の西側の道路を北へ進み、五宝寺と山田川の間に広がる農地のうちの1筆になります。地目は田で、いちごを作るとの計画が出されています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。以上です。

○議長 長 続きまして、受付番号1番について、和田地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに1番朗読】
●●さんには電話で確認し、同日●●さんのご自宅へ行き確認しました。ハウスでニラを栽培するということです。年末に現金で支払うということです。

○議長 長 続きまして、受付番号2番について、山田地区担当の西山委員より説明をお願いいたします。

○西山委員 【議案書をもとに2番朗読】
双方に会い確認しました。ハウスでいちごを作るそうです。何も問題ありませんので、ご審議よろしくお願いします。

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。
議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、「議案第3号」の2件は、市に通知することに決しました。

○議長 引き続きまして、受付番号3番から19番までの説明を事務局よりお願いします。

○事務局員 引き続き、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画」について説明をいたします。議案書は5ページからになります。申請件数は17件、全て新規設定です。また、設定期間は10年、利用権の種類は使用貸借で、いずれも同様の設定内容になります。件数が多くありますので、一括して説明させていただきます。なお、17件の申請のうち相続未登記の9件（受付番号5番、6番、9番、11番、12番、13番、15番、16番、19番）につきましては、相続関係の確認できる書類を申請時に添付されております。場所は大字戸内、大字黒川、大字山田です。今回の利用権設定の区域として位置図を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

1ページ目の赤い囲みに位置する農地、さらに2ページから5ページの黄色で示した部分が今回の対象農地であり、その数は17名の所有者からあわせて31筆、約2.9haの設定になります。

受付番号3番 利用権の表示 所在地 平田町戸内字戸内屋式4888番1、同じく4892番4、同じく4895番1。場所は平田駅から南、藤林寺の近くの住宅の間に点在する農地3筆になります。登記地目、現況地目は、いずれも田です。田では水稻を作るとの計画が出されています。面積は3筆あわせて824㎡。設定期間は令和3年2月4日から令和13年2月3日までの10年間です。利用権の種類は使用貸借。利用権を設定する者の住所・氏名 平田町戸内 ●●さん。利用権の設定を受ける者の住所・氏名 高知市丸ノ内一丁目7番52号 公益財団法人 高知県農業公社理事長 杉村 充孝です。

以下、登記地目、設定期間、利用権の種類、利用権の設定を受ける者の住所・氏名はいずれも同じにつき、読み上げは省略させていただきます。

所在地、場所、面積、利用権を設定する者の住所・氏名を読み上げます。

受付番号4番 所在地は平田町戸内字仙原5306番。場所は、平田小学校から西側に広がる農地のうちの1筆になります。面積は680㎡。利用権を設定する者の住所・氏名は小筑紫町福良 ●●さん。

以下、所在地・場所・面積・利用権を設定する者の住所・氏名の各項目を省いて読み上げさせていただきます。

受付番号5番 平田町戸内字寺田4490番。平田駅から南、藤林寺の南側

に広がる農地のうちの1筆になります。1,007 m²。平田町戸内 ●●さん。被相続人は、●●さん。

受付番号6番 平田町戸内字広畑 5082番。先ほどの農地から少し西に広がる農地のうちの1筆になります。1,318 m²。平田町戸内 ●●さん。被相続人は、●●さん。

受付番号7番 平田町戸内字北久保ノ前 3223番1、3223番2。工業団地駅の西側に広がる農地のうちの2筆になります。2筆あわせて1,224 m²。平田町戸内 ●●さん。

受付番号8番 平田町戸内字岩本屋式 4985番2、4971番1、4972番1、4973番、4974番、4977番1。平田駅から南、藤林寺近くに広がる農地のうちの6筆になります。6筆あわせて2,169 m²。平田町戸内 ●●さん。

受付番号9番 平田町戸内字寺田 4493番。平田駅から南、藤林寺の南側に広がる農地のうちの1筆になります。300 m²。高砂 ●●さん。被相続人は、●●さん。

受付番号10番 平田町戸内字権現 5440番。平田小学校から西に広がる農地のうちの1筆になります。866 m²。高知市みずき3丁目 ●●さん。

受付番号11番 場所は3カ所です。まず1カ所目は、平田町戸内字仙原 5307番。平田駅から南、藤林寺の南側に広がる農地のうちの1筆になります。667 m²。2カ所目は、平田町戸内字永井 4466番。平田駅から南、藤林寺東側に広がる農地のうちの1筆になります。2,339 m²。3カ所目は、平田町戸内字松本 4574番。2179 m²。3カ所の合計面積は3筆で5185 m²。平田町戸内 ●●さん。被相続人は、●●さん。

受付番号12番 平田町戸内字権現 5434番。平田小学校から西側に広がる農地のうちの1筆になります。2,455 m²。平田町戸内 ●●さん。被相続人は、●●さん。

受付番号13番 山奈町山田字大道 6325番、6314番、6313番。山奈町山田字みのこし 6272番。幡多けんみん病院の東側、幡多木材共販所の南側に広がる農地のうちの4筆になります。合計面積は4筆で6,613 m²。山奈町山田 ●●さん。被相続人は、●●さん。

受付番号14番 平田町黒川字日林寺 2311番。平田駅から南、藤林寺近くに広がる農地のうちの1筆になります。1336 m²。平田町戸内 ●●さん。

受付番号15番 2カ所になります。1カ所目は、平田町戸内字塚沖 5141番。平田駅から南、藤林寺近くに広がる農地のうちの1筆になります。326 m²。2カ所目は平田町戸内字橋屋式 3296番。工業団地駅の西側に広がる農地のうちの1筆になります。991 m²。2カ所の合計面積は2筆で1,317 m²。平田町戸内 ●●さん。被相続人は、●●さん。

受付番号16番 平田町戸内字駄馬 5517番。平田小学校から西側に広がる農地のうちの1筆になります。835 m²。さくらが丘 ●●さん。被相続人は、●●さん。

受付番号17番 平田町戸内字広畑 5083番。平田駅から南、藤林寺近くに広がる農地のうちの1筆になります。695 m²。高知市鴨部 1丁目 ●●さん。

受付番号18番 平田町戸内字広畑 5085番。1筆で1,242 m²。東京都東久留米市本町4丁目 ●●さん。

受付番号19番 平田町戸内字橋屋式 3297番。工業団地駅の西側に広がる農地のうちの1筆になります。1,117 m²。南沖須賀 ●●さん。被相続人は、●●さん。

以上、利用権設定申し出のありました、17件、31筆、合計面積29,183 m² (2.9183ha) になります。

事務局は、今回申請のあった全件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

(岩本委員 退室)

○会長代理 事務局より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。
議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」17件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第3号」17件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 舛谷係長入室)

○会長代理 続きまして、議案第4号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」

を議題といたします。産業振興課 舛谷係長より議案の説明をお願いいたします。

- 舛谷係長 農用地利用配分計画について説明いたします。
議案第3号で承認いただきました農用地集積計画について、高知県農業公社が借り受けた農地を、受け手に配分する計画です。
9ページをご覧ください。こちらの議案第4号「(別紙)借受選定理由書」によりまして、別紙No.1～31として記載されております、別添の利用権設定申出書の31筆につきまして、受け手として応募されている農業経営体の中で、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体であります農事組合法人 平田の百姓屋が適当であるとして、配分計画を作成しています。
以上、農用地利用配分計画の説明です。ご審議をお願いします。

- 議長 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長 長 これより採決をいたします。
議案第4号「農用地利用配分計画の意見聴取について」担当課、舛谷係長より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長 長 異議なしとすることですので、「議案第4号」1件は、市に答申することに決しました。

(産業振興課 舛谷係長 退室) (岩本委員入室)

- 議長 長 続きまして、協議事項に入ります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

- 事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号30番。所在地 押ノ川 登記地目 畑2筆(P5)
場所は宿毛ゴルフセンター手前の土地で、平成15年に耕作放棄し、平

成17年頃よりカヤ、雑草が茂り畑として使用しておらず現在に至っております。なお、本申請地の東側には、太陽光発電が設置されております。

また、本申請に関しては、太陽光発電設置の計画があることから隣接地同意書を添付しておりますことを申し添えます。

以上1件につき、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号30番について、押ノ川地区担当の稲田委員よりお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに30番朗読】

松本委員と一緒に現地確認しております。まさに復旧は困難です。その後二人で本人にも面会しました。「間違いないのでよろしくお願いします。」とのことです。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。
非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、非農地証明1件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局員 (農業委員会手帳、農業委員会活動記録セットにおける令和3年の祝日変更修正について)

資料1をご覧ください。(一社)高知県農業会議から、先日配布しました農業委員会手帳、農業委員会活動記録セットについて、変更前の祝日記載

となっているため、修正をお願いしたいという文書が届いております。

○事務局長 (次回会議の日程について)

次回会議の日程についてお知らせします。次回は3月1日(月)午後1時30分開会の予定です。今年度最後の会議となります。

なお、会議への各種申請書類受付締切日は2月5日(金)で、議案送付は2月22日(月)の予定です。

事務局からの報告事項は、来年度の会議日程(案)、農作業臨時雇用標準賃金(案)、宿毛市貸借料情報、令和2年度の目標及びその他の達成に向け点検・評価(案)、令和3年度の目標及びその他の達成に向けた活動計画(案)となっております。また、1月から3月の活動記録簿の提出もお願いいたします。

○議長 他に何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第834回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和3年1月27日

会 長

農業委員

農業委員